

演題:「市町村合併について」

講師:群馬県総務部市町村課 布施正明課長



布 施

第5号

平成29年(2017)8月1日発行

館林市・板倉町

館林市

併協議会だよ 講演会・・・・・・ P 2 ~ P 3

報告第16号・・・・・・ P 4 議案第12号・・・・・ P 4 議案第13号・・・・・ P 4 ~ P 5 議案第14号・・・・・・ P 5 協議第14号・・・・・ P5~P6 協議第15号・・・・・ P 6 ~ P 8

発行:館林市·板倉町合併協議会/編集:館林市·板倉町合併協議会事務局 〒374-8501

群馬県館林市城町1番1号 (館林市役所内) TEL:0276-72-4111 (内線511・514) /FAX:0276-72-3297

[URL] http://www.tatebayashi-itakura-gappeikyo.jp/

事項を3件、協議事項を2件協議しました第5回合併協議会を開催し、報告事項を1件、

議会を開催しました。 館小ホールにおいて、 平成29年6月26日 第5回合併協 館林市文化会

講しました。 や県の状況などについての講演を聴 に携わった貴重な経験やその後の国 はじめに、 施課長を講師に招き、 群馬県総務部市町村課 市町村合併

講師:群馬県総務部市町村課 布施正明課長

審議しました。 祉事業」「高齢者福祉事業」について 保健福祉部会に関する「障がい者福 「各種事務事業の取扱い として「介護保険事業の取扱い」や いての報告があり、また、審議事項 のうち、

康保険事業の取扱い」と 最後に、協議事項として「国民健 「各種事務

次に、

報告事項として

「館林市

板倉町合併協議会委員の変更」につ

事業の取扱い」のうち、 会に関する「保健衛生事業」につい て協議しました。 講演会の内容や事務局から説明さ 保健福祉部

ついて、その概要をお知らせします。 れた内容と各委員からの質疑などに

講演会 講師:群馬県総務部市町村課 演題:「市町村合併について 布施正明課長

あたり、 合併し、 派遣され、 貴重な経験や合併後の国・県の状況 併の先駆けとして、合併に携わった 合併協議会事務局の局長補佐として 成15年4月に旧万場町と旧中里村が などについて講演をいただきました。 力されました。群馬県内の平成の合 講演の概要は次のとおりです。 群馬県市町村課の布施課長は、 群馬県から万場町・中里村 新たに神流町が誕生するに 合併協議や事務調整に尽

「協議事項」…審議事項とする前に、意見交換や質疑を行い、次回以降の合併協議会て審議・決定するものです。例:「協議第○号」 《市町村合併の歴史》 江戸時代からの自然発生的な町や

あった町村が約5分の1まで減少 これにより、全国に71, 3

村が約3分の1まで減少しました。 群馬県においても196あった市町 るのに適した規模として、 この合併では、 「昭和の大合併」 ため、 的に処理できる合理的な規模とする た町村が約6分の1まで減少しました。 た市町村が約3分の1まで減少し、 し、群馬県においても1,213あっ 最後に、平成11年から22年にかけ これにより、全国に9、868あっ 00人を自治体の標準としました。 次に、増大した市町村事務を効率 昭和28年から36年にかけて 中学校1校を設置す が行われました。 人 口 8,

なりました。 35まで減少し、 て「平成の合併」が行われ、全国に3・ 229あった市町村が約2分の1の いても70あった市町村が2分の1 727まで減少し、 12 市 15町、8村と 群馬県にお 0)

次の4点が挙げられます。 「平成の合併」の背景には、 個性ある地域 主に

小学校1校の設置に適し 約300から500 1 地方分権の推進 →

「報告第○号」

「報告事項」…合併協議会に関連する事項などの結果について報告するもの

用語の説明

引き続き審議を行います。

「審議事項」…会長から提案し、合併協議会で審議・決定するものです。例「議案第○号」 なお、継続的な審議が必要な場合は「継続審議事項」として、次回以降報

演題:「市町村合併について」

協議事項

審議事項

第5回合併協議会で協議された内容

について 【合併協定項目23-10】障がい者福祉事業について

報告事項 館林市・板倉町合併協議会委員の変更について

【合併協定項目 21 】介護保険事業の取扱い

【合併協定項目23-11】高齢者福祉事業について

【合併協定項目

扱いについて 【合併協定項目23-9】保健衛生事業について

20 】国民健康保険事業の取

め

合併では、 治の大合併」が行われました。この 村を合併し、近代的な地方自治制度 た規模として、 である「市制町村制」を導入するた 明治21年から22年にかけて「明

②少子高齢化の進展 → 一定の経営能力が必要であること。 づくりや行政施策を行うためには、 医療・福祉

併となっても、協議内容に合わせて はならないと考えます。仮に編入合

際は、 して、 設合併」、町の名称も新たに定めると 去の歴史を含めると3回目の挑戦で るという考え方で、合併の方式は「新 いのも事実です。 旧万場町と旧中里村の合併は、 大きな問題は無く協議が進み お互いを尊重して協議を重ね 過去の経験から、合併協議の

④行政改革の推進 → 対応が必要であること。

国も地方も厳

4 サ ー

ビスの高度化・多様化 → 合

②全国町村会による『平成の合併を

になりました。

村の施設を有効に活用できるよう

サ

ービス水準の低下や住民負担

地域の連帯感の喪失

条例や規則を変更しなくてはならな

格差の発生

合併後の中心部と周辺部との地域

運営が必要であること。

しい財政状況にあり、

効率的な行政

格差が是正され、住民サービスが充 併時の旧市町村間におけるサービス 拡大に応じた広域的な行政需要への

③生活圏の広域化

→ 日常生活圏の

齢者を支える人材確保が求められる

ービスの財政的負担への対応や高

③住民の利便性の向上 → 旧市町村

境界を越えた公共施設の利用や

–ビスが可能になり、合併関係市

は、 ばならない根拠がある事項について 担は低い水準で」を基本として協議 を進めましたが、 また、「サービスは高い水準で、 適切な負担を求めました。 負担を求めなけれ 負

ます。

としては、

主に次の5点が挙げられ

《平成の合併後における効果》

向けた取り組みが行われました。

《平成の合併における課題》

ます。

①新設合併

→ 二つ以上の市町村が

《合併の方式について》

一つになり、

新たな市や町、

村をつ

群馬県は合併を強力に推進してき

群馬県における平成の合併の効果

した。 つとして、 盤を強化するための有効な手段の一

市町村合併が求められま

⑤広域的なまちづくり → 市町村合

は、

国が行った三位一体の改革と重

ました。

財政計画との乖離について

なったことで、計画どおりにならな

かった自治体があるものと考えられ

併において「新たなまちづくり」に

とが可能になりました。

が増えたことで、 実しました。また、

組織を強化するこ

専門的な職員数

財政計画との乖離

行政と住民相互の連帯の弱まり

めぐる実態と評価』

周辺部の衰退

以上の点から、市町村の行財政基

役の減少による給与の削減が約10億

市町村議会議員の減少による議

る県としての総括は行っていませ 行ってきたため、平成の合併に対す 合併を考えた自治体に対して支援を たわけではなく、あくまで自主的に

ん。そのため、今回は次の2つの団

が誕生。

町村がなくなり、

新たな市や町、

村

くる合併。合併により、

すべての市

②編入合併

市町

村の区域の全

又は一部を他の市町村に編入。

編入

①行財政基盤の強化 →

市町村の三

後、 が誕生しました。 致による合併の議決となり、 なりました。合併協定書を締結した ンケートを行った結果、賛成多数と 住民投票については実施せず、ア 両町村の議会において、

設置や太田市及び伊勢崎市の特例市

により県から権限が移譲されました。

前橋市及び高崎市の中核市移行

住民意見の施策への反映やきめ

名称が変わらなかった自治体の住民

合併する手続きの一つでしかなく、

にとっては、

それほど大きな問題に

る住民の利便性の低下

細かなサービスの提供が困難

②権限移譲による自立性の向上 →

みどり市の誕生による福祉事務所の

務・企画といった管理部門の一般職

員報酬の削減が約16億円、

また、

総

員数などの抑制により歳出が削減さ

を紹介します。

体が分析した合併のデメリットなど

①地方分権推進委員会による『市町

行政との距離が遠くなることによ

村合併の推進についての意見』

する市町村はそのまま存続。 編入される市町村はなくなり、

合併の方式については、

あくまで



戸を自治体の標準としました。

委員の変更について館林市・板倉町合併協議会

なった旨の報告がありまし のとおり合併協議会委員が変更と 変更となりました。それに伴い、 2回定例会が開催され、 平成29年6月6日に板倉町議会第 議会構成が た 次

変更後 副議長 今村 好市 変更前 副議長 荒井 英世 (敬称略)

から新市で策定します。

◆介護保険料

違いはありませんが、保険料の金額 に違いがあります。 介護保険事業計画で定められてお 両市町の介護保険料は、 納付いただく対象年齢や納期に それぞれ

険料をそのまま適用し、 実行中になるため、両市町の介護保 計画(平成33~35年度) 事業計画(平成30~ 介護保険料は、合併時は、 32年度) から新市で 第8期事業 第7期 が計 画

いて介護保険事業の取扱いにつ

→原案のとおり可決しました

◆介護保険事業計画

策定しています。 係る保険給付を円滑に実施するた 基本指針に基づき、 介護保険事業計画は、 3年を計画期間として両市町が 介護保険事業に 国が定めた

第8期事業計画(平成33~35年度) め、両市町の計画をそのまま移行 合併時は、 ~32年度)が計画実行中になるた 第7期事業計画(平成

障害者総合支援法に関する事業

具体的な調整内容

9地域活動支援センター事業 ⑩成年後見制度等利用支援事業 ①日中一時支援(登録介護者)事業 ⑫日中一時支援(サービスステーション)事業

事業内容に違いがないことから、現 行のとおり新市において継続します

◆地域包括支援センタ-

ています。 支援することを目的に、それぞれの 介護保険事業計画に基づき設置され 保健医療の向上や福祉の増進を

両市町の地域包括支援センター

30~32年度) め現行のとおりとし、 が計画実行中になるた 第7期事業計画 第8期事業計

は、

内容が①から⑩までの20項目

ります。詳細は次の表のとおりです

障が

い者福祉事業に

ついて

→原案のとおり可決しました

障害者総合支援法に関する事業

障害者総合支援法に関する事業

③心身障がい児集団活動・訓練事業

14移動支援事業

⑰障がい者(児)日常生活用具等給 付事業 18身体障がい者自動車運転免許取得

15手話通訳者・要約筆記者派遣事業

両市町で支援の形態や実施体制など

再編します

により合併時に統合します 異なるため、合併時までに調整し、

館林市のみ実施しているため、館林 市の例により合併時に統合します 対象者や給付品目、利用者負担額、 補助内容が異なるため、館林市の例 対象者や利用回数、利用者負担額が

が異なるため、館林市の例により合 併時に統合します

①障がい支援区分認定審査会 ②自立支援給付(介護給付) ③自立支援給付(訓練等給付)

④自立支援医療(更生医療) ⑤自立支援医療(育成医療)

⑥補装具費支給事業

⑦障がい児通所給付費 ⑧相談支援事業

16手話通訳者設置事業

費補助事業

19入浴サービス事業 20日中一時支援事業

方法に違いがあります。

はありませんが、減免制度の表現

軽減制度や納期について違

①から⑤までの5項目あります。

意を表すために、

敬老祝金を支給し

定めた高齢者福祉計画を策定して 施設による事業の供給体制の確保を 老人居宅生活支援事業及び老人福祉

税率は異なっています。

市町が独自に行う事業は、

内容が

両市町では、

長寿を祝福し敬老の

◆敬老祝金・特別慶祝

市町が独自に行う事業

度は現市町の広域化後の税率を適用 度が平成30年度から群馬県全域に一 本化される予定であるため、 【具体的な調整内容】 税率については、国民健康保険制 合併年

率とします 現行のとおり新市において継続します。 ただし、 また、納期と軽減制度については、 減免制度については、

の統一に向けて段階的に調整した税

これに続く5年度以内は、

市町が独自に行う事業

合併時に廃止します

▼敬老事業

板倉町では、

町の事業として町内

慶祝訪問については、合併時に再編

について国民健康保険事業の取扱い

しますが、卒寿慶祝訪問については

具体的な調整内容 対象者及び給付内容が異なるため、

館林市のみ実施しているため、館林

支給内容が異なるため、館林市の例

館林市のみ実施しているため、館林

ます。

を表すために、 功績に対して、

特別慶祝を行ってい

住民を代表して祝意

時は、第7期計画(平成30~32年度)

高齢者福祉計画については、合併

が計画実行中になるため、

市町の計

また、

多年にわたり貢献してきた

市の例により合併時に統合します

支給額が異なるため、

館林市の例に 対象者及び

敬老祝金については、

成 33

35年度)から新市で策定します。

画をそのまま移行し、第8期計画(平

より合併時に統合します

また、

百寿慶祝訪問及び最高齢者

市の例により合併時に統合します

により合併時に統合します

合併時に再編します

項目

①福祉タクシー料金支援事業

②心身障がい者就職祝金支給事業

③特定疾患患者等見舞金支給事業

ともに、

高齢者と児童との交流を通

は次のような説明がありました。

目の調整内容について、

事務局から

特定健康診査・特定保健指導の2項

両市町の国民健康保険税の賦課と

基準を具体的に列挙しているため、

象者は同一ですが、

館林市では減免

林市の例により合併時に統合します。

>次回の審議事項とします

の高齢者に対して敬老の意を表すと

④身体障がい者自立更生奨励金支給事業 ⑤在宅重度障がい者介護慰労金支給事業

委員からの主な質問

されるのは、 うか。また、 どのように決定されるのでしょ 度の一本化については、 平成30年度から実施される制 税率が市町村に示 いつ頃の予定なの 税率は

◆高齢者福祉計|

併時に廃止します。

いるため、

新市の事業としては、

合

国民健康保険税は、

医療分や支援

介護分の3つの区分があり、

域や学校の取り組みとして実施して

◆国民健康保険税の賦課

業を行っています

館林市では、

市の事業ではなく地

説

して高齢者の社会参加を促進する事

両市町では、

国の法令に基づ

き

めて課税していますが、

それぞれの

資産割、

均等割、

平等割の税率を定

両市町ともに、

区分ごとに所得割、

高齢者福祉事業について

原案のとおり可決しました

(平成33~35年度)から再編します

ことになります。 準税率」が示されることになり 準税率」が示される予定ですが、 などを勘案し、「税率」を定める 館林市と板倉町では異なる「標 ては、県から市町村ごとに「標 まず、税率の決定方法につい 各市町村は、示された「標 や「各自治体の状況」

月になると思われます。 定より遅れており、平成30年1 示される時期ですが、当初の予 次に、県から「標準税率」が



◆特定健康診査・特定保健指導

特定健康診査・特定保健指導は

実施しています。 抑制を図ることを目的に、両市町で 保険者に対し、健康保持と医療費の 40歳から74歳までの国民健康保険被

板倉町では自己負担はありません。 歳から7歳は無料)がありますが、 額については、館林市では、500 負担額に違いがあります。 項目は同様ですが、実施時期や自己 クシンドロームに着目した健康診査 円の負担(市民税非課税世帯及び70 であり、実施方法や実施場所、健診 まず、特定健康診査は、メタボリッ 自己負担

応じた保健指導を実施するもので があるかたに対してリスクの程度に 診査の結果、健康保持に努める必要 及び指導内容に違いがあります。 額(無料)は同様ですが、 す。実施場所や実施時期、 次に、特定保健指導は、 自己負担 実施方法 特定健康

【具体的な調整内容】

施方法及び指導内容が異なるため、 館林市の例により合併時に統合します。 倉町の例により合併時に統合します。 施時期は館林市の例により合併時に 期及び自己負担額が異なるため、 また特定保健指導については、 特定健康診査については、実施時 自己負担額については、板 実

これにより、新市における特定健

協議第15号

保健衛生事業について

整内容について、事務局からは次の 計画や健康診査事業など6項目の調 ような説明がありました。 両市町の健康増進計画・食育推進

《説明》

◆健康増進計画・食育推進計画 健康増進計画・食育推進計画は、

町で策定しています。 増進を図ることを目的として、 国の法律に基づき、地域住民の健康 両市

や評価方法、策定体制に違いがあり 基本目標は同様ですが、 計画期間

【具体的な調整内容】

ますが、 諮問機関、 いては、 健康増進計画・食育推進計画につ 基本目標などは同様である 計画期間や計画策定に係る 計画の評価方法が異なり

康診査の自己負担額は、無料となり 策定します。 まま移行し、合併後に新市において ため、合併時は現市町の計画をその

◆健康診査事業

→次回の審議事項とします

意識の向上を図ることを目的とし 療機関への受診指導を行い、健康に 実施し、必要なかたに保健指導や医 ついての認識と健康づくりに関する 事業内容は、若年者健康診査や生 健康診査事業は、各種健康診査を 両市町で実施しています。

異なります。 ぞれ、対象者や実施方法、実施場所、 ス検診の5事業がありますが、それ 健診項目、実施時期、 活保護受給者健康診査、 骨粗しょう症検診、 自己負担額が 肝炎ウイル 歯周疾患検

【具体的な調整内容】

の例により合併時に統合します。 健康診査事業については、

者については、板倉町の例によるも ただし、肝炎ウイルス検診の対象

負担額は、500円(生活保護世帯 市民税非課税世帯は無料)となります。 健康診査や歯周疾患検診、 これにより、新市における若年者 肝炎ウイルス検診の自己 骨粗しょ

負担が増えることになります 担額は500円となっていま が、その理由を教えてください。 に統合した場合、板倉町住民の おり、館林市の例により合併時 す。具体的な調整内容にあると は無料であり、館林市の自己負 ス検診は、板倉町の自己負担額 若年者健康診査や肝炎ウイル

A 専門部会からの回答

料とすることで配慮したいと考 保護世帯や市民税非課税世帯と で責任を持つという観点から、 いった低所得者については、無 と考えています。ただし、生活 500円の負担はお願いしたい 自分の健康に対しては、自分

委員からの主な質

肝炎ウイルス検診対象者のみ

板倉町の例とするのは、どのよう な理由からですか。

Q 委員からの主な質問

A 専門部会からの回答

施しています

未受診者として、上限を定めて 受診いただけるように板倉町の ますが、板倉町では40歳以上の ら74歳までの未受診者としてい 例によるものとしました。 いないため、より多くのかたに 館林市では、対象者を40歳か



◆がん検診事業

がん検診事業は、がんの早期発見

図ることを目的として、 の普及啓発と健康の保持及び増進を の必要性を周知し、正しい健康意識 早期治療を図るとともに、がん検診 両市町で実

診・肺がん検診、大腸がん検診、子 のみで実施しています。 がんリスク検診については、 自己負担額が異なります。 法、実施場所、検診項目、 がん検診、 宮頸がん検診、 事業内容は、胃がん検診や胸部検 それぞれ、対象者や実施方 がん検診推進事業があり 乳がん検診、前立腺 実施時期、 なお、胃

【具体的な調整内容】

るため、 進事業については、事業内容が異な 合併時に統合しますが、 検診については、館林市の例により 合併時に再編します。 がん検診推進事業を除く各種がん 国の事業実施要綱に基づき がん検診推

は無料)となります。 (生活保護世帯、市民税非課税世帯 ん検診の自己負担額は、500円 これにより、新市における各種が

は無料、 500円)となります。 2,000円(生活保護世帯 胃内視鏡検査の自己負担 市民税非課税世帯は1.

◆定期予防接種

市町で実施している事業です。 持に寄与することを目的として、 及び蔓延を予防し、住民の健康の保 づき、伝染の恐れがある疾病の発生 定期予防接種は、予防接種法に基 両

チン、 混合(ジフテリア、 水痘(水ぼうそう)、日本脳炎、二種 ポリオ)、不活化ポリオ、 者用肺炎球菌の13種類があります。 がん、高齢者インフルエンザ、高齢 しん風しん混合及び麻しん・風しん、 (ジフテリア、 両市町とも種類や対象者、 事業内容は、B型肝炎やヒブワク 小児用肺炎球菌、 百日せき、 破傷風)、子宮頸 B C G 四種混合 破傷風、

【具体的な調整内容】

担額は同様です。

とおり新市において継続します。 定期予防接種については、現行の

ただし、指定医療機関が異なるた 合併時までに調整します。

◆任意予防接種

や健康の保持に寄与することを目的 種を受けたかたの経済的負担の軽減 一部を助成することにより、予防接 任意予防接種は、予防接種費用の 両市町で実施している事業

龠

5

です。

事業内容は、風しん予防接種と高 事業内容は、風しん予防接種は 齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種は 助成期間や助成内容が異なっていま 助成期間や助成内容が異なっていま 助で行っていますが、それぞれ のみ、ロタウイルス のチン予防接種は館林市でのみ

具体的な調整内容

高子の 高田の例により合併時に統合します。 倉町の例により合併時に統合します。 また、ロタウイルスワクチン予防 接種については、板 でフクチン予防接種については、板 でフクチン予防接種については、板 でフクチン予防接種のの例により ののにより合併時に統合します。 を表しては、館林市の例により

ン予防接種の助成が受けられることチン予防接種の助成対象期間の制限はな予防接種の助成額は2、000円とをります。また、おたふくかぜワクチンスが接種の助成額は2、000円とるります。また、おたふくかぜワク

▼健康まつりに関すること

必要なかたは、

印刷の上ご持参くだ

ホームページに掲載します。

資料が

※会議資料は、

事前に合併協議会

館林市文化会館小ホール8月30日(水)午後2時

になります。

健康まつりは、住民の健康意識を

でいる事業です。
啓発を目的として、両市町で実施し
高めるとともに、健康づくりの普及

です。 ますが、 集いと同時に開催しています。また、 のため実施している事業としては同様 法や事業内容など異なる部分もあ に合わせて実施しています。 各地区公民館で開催されるイベント 板倉町では、 10月に市役所周辺において、 事業内容としては、 地域住民の健康増進の推進 10月から11月にかけて 館 林市では 実施方 市民の

具体的な調整内容

再編します。でに事業内容や実施方法を調整し、や実施回数が異なるため、合併時ま

イベントのご案内

たてばやし七夕まつり(館林市)

から

会 日場 時

第7回館林市・

板倉町合併協議会

合併協議会は傍聴できます 》

130年を越える歴史をもつ竹飾りをもとに、夏の風物詩として広く市民に親しまれている伝統行事です。

とき:8月7日(月)午後3時30分~9時

会場:館林市本町通り(館林郵便局から新宿一丁目交差点まで)

Eボートレース2017渡良瀬大会(板倉町)

300mのコースを10人乗り手漕ぎボートに乗ってタイムを競うレースです。

とき:8月19日 (土) 午前8時30分~午後1時 会場:谷中湖 (渡良瀬貯水池・北ブロック)







合併協議会ホームページでは、協議会の資料などを公開しています。 協議の状況や会議録を掲載していますので、ご覧ください。 また、館林市及び板倉町の公式ホームページにも両市町の広報紙をはじめ、 さまざまな情報が掲載されていますので、ご覧ください。

http://www.tatebayashi-itakura-gappeikyo.jp/

館林市・板倉町合併協議会

検索

